

【第2部】 パネルディスカッション
〈テーマ〉「中小企業とコンプライアンス」

[パネリスト報告]

ベンチャー的すき間産業と規制
ーコンプライアンス違反をどう修復するかー

中島 肇 氏 (元東京高裁判事、桐蔭法科大学院教授、弁護士)

大澤 中島先生、よろしくお願いいたします。

中島 私は、最近中小企業で幾つか経験した事例に共通点があるように思いましたので、具体的な例をご紹介しますにとどめたいと思います。

「問題の所在」にちょっと書きましたように、中小企業は法務部がないものですから、これはいいぜといって始めたのはいいですが、取引先の大企業に法務部があって、「これは規制違反ではないか」と指摘されてうろたえるという例がみられます。

不祥事というのは大体小さいところから始まりますから、やばいのではないかと言われたときに、どうこれを隠すのか、どう解決するのが問題となる。解決するといっても規制違反ですからどうにもならない、しかし、もうスタートしてしまった、というときにどうしたらいいか、コンプライアンスというか法令違反をしてしまったときにどう修復するか、というお話を経験から指摘させていただきたいと思います。

具体例だけで終わってしまいますが、まず「例1」。ペーパーに書きにくいので抽象的に書いています。最近、家電量販店で、小さなボックスに植物を植える——種からだんだん大きくしていく、家庭菜園のボックス型みたいなもので、バジルなんかを育てて料理に使えますよ、みたいなものを売っているのをご覧になることがあると思います。そういう商品に関する小さなメーカーの相談を受けたことがありました。

量販店は取引先から、あれは法令違反だ、という指摘を受けてしまった。何が悪いか。本当に馬鹿らしい話ですが、日本の農作物の規制の一つに種子法 [主要農作物種子法] というのがありまして、種子というのは登録した事業所でないと売れないことになっています。量販店は種子法の登録なんかしてない。

もう一つ、肥料取締法というのがありまして、あのセットの中には液体の肥料が入っているのですが、肥料取締法でも、販売する場合には事業所ごとに登録しなければいけない、ということになっています。

量販店はまさか肥料の登録なんかしていませんので、量販店側が焦りまくって、今度は商品を売り込んできたメーカー側に、「何で調べないでうちに置くんだ」みたいになって、このままでは倒産だという事例がございました。

そこで、種子法と肥料取締法は両方とも農水省の管轄ですので、それぞれの担当部署に相談に行きました。「法令違反をやってしまったんです。しかし、農水省だって今農業を産業化しようとしているのに、こんな規制をしたら新しいイノベーションが育ちませんよ」という陳情に、大挙して押し掛けたのです。

そうしたら知恵を出してくれまして、「あの立法趣旨は、農家に対して大量に売るときの規制で、種子とか肥料の品質を守るためのものだ。量販店で売っているのは機械を売っているのだ。そこに付いている種と肥料は、その機械の性能を試すサンプルなんじゃないか。それだったら種子法や液肥の規制はないんじゃないか」とかいうことになって、結局、サンプルセットとして売るならいい、と、運用を黙認してくれることになった。

そのときに、「しょうがない、隠してそっとやるか」なんていうのではなくて、むしろオープンにして、飛び込んでみたら、意外と今までの分も、サンプルと表示してないけれども不問にしましょう、みたいになったんですね。こういう例が一つございました。

「例2」はそれと全く逆で、皆さんの身近に、介護施設、老人ホーム施設などを経営されている方がいらっしゃるかもしれませんが、福祉の分野ほど規制がうるさいところはなく、しかも、中央官庁ならまだ優秀ですが、地方自治体の市町村の（申し訳ないですが）それも福祉担当者は本当に頭が固い。地方自治体でも財務とか企画はけっこう柔軟で優秀な人がいますが、福祉担当の人というのはどうにもならない。

ご存じのとおり、これはローカルルールと呼ばれる問題です。同じ法律なのに、自治体ごとに厳しいところとそうでないところがある。そうすると、隣の県でやってたのに、別の県では、開設しようとしたら駄目だと言われる。「何で駄目なんだ」と言うと、「駄目なものは駄目だ」みたいなことを言ってお話にならない。これで申請したら却下決定が出る。そうしたらもうおしまいだということときに、では、どうしたらいいかという問題です。東京で言うと23区の中では文京区が一番厳しいと言われています。それなりの背景があると思いますが、文教地帯にしたいということであると思います。

それと同じように、地方自治体によって緩やかさが違う。そういうときに、一つうまく成功した例です。その道の權威の教授を座長として、担当部局の人と、研究会を立ち上げます。「ほかの地域ではOKなのに、お宅はどういう解釈でこう考えているのか。考えてそうしておられるのだだろうから、研究をした」というふれこみで研究会を立ち上げ、その成果を法律雑誌に発表したい、という仕組みを立ち上げたところ、結局、最終的にはしぶしぶ許可を出してもらえることになったのです。そんなのがもし法律雑誌に出たらその部局の恥だということになったのではないかと思います。さっきの監督官庁と逆の、対立した場合の例です。

「例3」は、現在まだ進行中の話です。今、植物工場、特に日本で、世界的な技術、完全密閉型で、LEDを使って、大きな工場では1日1万株のレタスができる。東芝も、パナソニックも持っています。

しかし、なかなか黒字にならない。撤退している会社が多い。根本的な理由は工業用電力、経費の3分の1が電力です。これが工業用電力でなくて農業用電力であれば3分の1ぐらいの電力料になります。あれは「植物工場」という名前を付けたのが悪い。あれは農業です。それなのに、電力会社は工業用電力の料金を請求してくるのです。

そこで、農水省の担当部局に行って、聞き取りをしましたところ「一般論としては、これは農業だ。工業のはずがない」という言質を取りました。それで、千葉大学園芸学部が中心になって業界団体ができまして、植物工場団体で、それぞれ東北電力、東京電力と交渉しようという話になっております。まだ進行中です。これはあまりコンプライアンスとは関係ないかもしれないのですが。

ここでは何が言いたいかというと、法令遵守といいます、法令自体、運用解釈によって動いているので、運用解釈自体が不合理な場合には、監督官庁や処分庁に働き掛けて直してもら。こっちが違反している、というのではなくて、法令のほうを直してもら、あるいは運用を直してもら、という働き掛けをすることによって、更に言うと、法令違反をしてしまったけれども、オープンにすることによって、それが国・産業界にとってプラスになることであれば、官公庁側が解決策を出してくれることが多いということです。

ちなみに、今述べたような事例もあって、今年度、農水省は主要農産物種子法廃止法案を出しました。種子法廃止法案が今できるそうです。[2017年3月23日衆議院農林水産委員会で可決]

そういうことで、むしろ、久保利先生がおっしゃられたように、**Comply or Explain**のうち、**Explain**（説明）することによって、逆に法令の運用が変えられることもあることをご紹介したくてお話をさせて頂きました。「しまった、規制違反をやった」なんていって隠すのではなくて、むしろオープンに堂々と披露する、ということも一つの手ではないか、という例を挙げさせて頂きました。失礼いたしました。

大澤 中島先生、どうもありがとうございました。大変具体的で、知恵を働かせて法令の側を変える、これによって中小企業を支援していくという、非常に重要な視点をいただき、ありがとうございました。